

デジタル分野に関する

日本国総務省とモルドバ共和国経済発展・デジタル化省との間の協力覚書

日本及びモルドバ共和国（以下個別に「国」といい、まとめて「両国」という。）は、自由、民主主義、法の支配、人権の尊重、主権の尊重といった共有する価値及び原則に基づき、緊密かつ発展を続けるパートナーシップを継続的に構築してきた。

日本国総務省及びモルドバ共和国経済発展・デジタル化省（以下個別に「当事者」といい、まとめて「両当事者」という。）は、

両国の経済的・社会的発展を促進する観点から、デジタル分野における相互に有益な協力を強化することを目的として、

健全なデジタル環境を実現するための適切な政策及び規制の重要性を認識し、

また、人々の生活の質向上におけるデジタル技術及びその多様な応用分野の効果的な活用の重要性を認識し、

以下の認識に達した。

第1項 目標

この協力覚書（以下「MOC」という。）の目的は、各国の国内法及び規則に沿って、デジタル分野における両当事者間の協力を深めることである。

第2項 協力分野

両当事者は以下の分野で協力する。

- 1) 安全・安心・信頼できる AI
 - a) 各当事者が策定する AI に関する規制やガイドライン等の、AI ガバナンスの形成につながる情報共有。

- b) AI エコシステムの構築につながる情報共有。
- 2) サイバーセキュリティ
 - a) ICT 分野におけるサイバーセキュリティに関するベストプラクティスや人材育成のための取組に係る情報共有。
- 3) オープンで安全かつ強靱なデジタルインフラ
 - a) 第5世代移動通信システム（5G）のベンダー多様化に関する情報共有（オープン RAN（Open Radio Access Networks）を含む）。

第3項 実行

第2項に記載する両当事者間の協力は、次の方法により行うことができる。

- a) 両当事者の担当者間による情報交換（オンラインによるものも含む。）。
- b) 両国の官民によるものを含む、セミナー、ワークショップ、シンポジウムや他の関連するイベントの開催。
- c) 相互の関心事に関連する共同のプログラムやプロジェクトの実施、そして
- d) 両当事者が共同で決定する、その他の形式の協力。

第4項 ガバナンス

- a) 両当事者は、この MOC が国際協定とはみなされないこと及びいかなる法的権利又は義務を構成又は創設しないことを認める。
- b) 両当事者は、この MOC の下での協力を通して交換した情報や文書を意図した又は定められた目的以外に使用しない。一方の当事者は、このような情報や文書を事前の書面（Eメールなどの電子的な方法を含む。）での他方の当事者の同意無しに第三者に共有しない。

c) この覚書の下での協力は、その署名の日に開始し、3年間継続する。この期間は、いずれか一方の当事者が他方に対し次の条件に従って更新しない旨の決定を通知しない限り、更に同一の期間、自動的に更新される。

d) この覚書を更新しない、又はこの覚書の適用を停止する旨の決定は、現行の期間の終了の日又は停止の日の少なくとも60日前に、他方の当事者に送付されるものとする。

e) この覚書は、両当事者間の書面（Eメールなどの電子的な方法を含む。）による同意により、いつでも修正することができる。

2026年5月2日にモルドバ共和国のキシナウにて、どちらも同等の価値を有する英語による2つの原文に対して署名された。